

美里町監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等の監査を実施した結果について、同条第9項の規定により公表する。

令和元年11月28日

美里町監査委員 相馬光喜

美里町監査委員 櫻井功紀

第1 監査の対象

1 美里町老人クラブ連合会

老人クラブ支援事業（平成29年度、30年度）

平成29年度決算額 1,130,000円

平成30年度決算額 1,130,000円

2 社会福祉法人 美里町社会福祉協議会

社会福祉関係団体育成事業（平成29年度、30年度）

平成29年度決算額 35,842,820円

平成30年度決算額 37,000,000円

駅東地域交流センター施設管理（平成29年度、30年度）

平成29年度決算額 11,170,000円

平成30年度決算額 11,602,000円

第2 監査日時

令和元年11月12日（火）

午前10時 美里町老人クラブ連合会

午後1時30分 美里町社会福祉協議会

第3 監査実施場所

1 美里町健康福祉センター

2 美里町駅東地域交流センター

第4 監査に際し提出を求めた書類

事業計画書、予算書、事業実績報告書、決算書、補助金や指定管理料交付に係る書類、証ひょう書類、出納関係帳票等一式

第5 監査の実施方法

指定管理料交付や補助金交付に係る関係書類の提出を求め、その内容を確認すると

ともに、財政援助団体職員および所管課職員から説明を聞取る等の方法により実施した。

第6 監査の結果

1 老人クラブ支援事業

概ね適正に処理されていると認める。

指摘事項及び指導事項は下記のとおりである。

【指摘事項】一部の領収書に日付が未記入なものが見受けられた。日付が記入された領収書を受け取るよう徹底されたい。

【指導事項】総会資料として財産目録をつけるのが望ましい。

2 社会福祉関係団体育成事業

概ね適正に処理されていると認める。

指摘事項及び指導事項は下記のとおりである。

【指摘事項】なし

【指導事項】なし

3 駅東地域交流センター施設管理

概ね適正に処理されていると認める。

指摘事項及び指導事項は下記のとおりである。

【指摘事項】なし

【指導事項】調理室の利用促進のためのPRに取り組まされたい。